指定障害福祉サービス事業者の指定の取消について

平成 27 年 6 月 16 日 沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

県は、平成27年6月2日付け通知により下記の障害福祉サービス事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号、以下「法」という。)第50条第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号の規定に基づく指定の取消しを行った。

記

1 指定取消の内容

法 人 名 合同会社創樹 Arcadia

代 表 者 名 代表社員 富 悦子

事 業 所 名 サポートハウス・ハートネット

事業所所在地 沖縄県西原町字上原 181 番地 1

事業所番号 4710500192

指定年月日 平成26年10月1日

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)及び就労継続支援B型

- 2 指定取消年月日 平成27年6月30日
- 3 指定取消の理由
- (1) 指定の日から監査までの間、基準上配置すべき従業者(サービス管理責任者)を配置していなかった。(法第50条第1項第3号)
- (2) サービス提供に際して整備すべき記録である個別支援計画、サービス提供記録簿等が著しく欠けており、適正な指定障害福祉サービス事業が運営されていなかった。(法第50条第1項第4号)
- (3) 指定の日から、サービス管理責任者の配置がなく、計画に基づくサービスの提供があったとは認められないにもかかわらず、訓練等給付費の請求を不正に行っていた。(法第50条第1項第5号)
- (4)監査において、指定の日から監査までの間、サービス管理責任者が 配置されていなかったにもかかわらず、一時在籍していたと虚偽の 報告及び虚偽の答弁を行った。(法第50条第1項第6号及び第7号)

- (5) 指定申請の書類として、就業予定のない者をサービス管理責任者や管理者と記載した虚偽の書類(「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」や「本人の同意なく押印された役員等名簿」) や医療機関と締結していない協力医療機関協定書、相談業務の経験がないにもかかわらず相談業務に従事したとして実務経験証明書を改ざんして県に提出、不正に指定を受けた。(法第50条第1項第8号)
- 4 欠格事由該当者 富 悦子
- 5 その他の措置
 - (1)経済上の措置

不正に受け取った訓練等給付費及び法第8条第2項の規定に基づき、不正に受け取った訓練等給付費に100分の40を乗じて得た額を加算した金額を市町村へ支払わせる。